

警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第151号)

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成30年12月28日

### 情報商材のトラブル

#### <相談事例>

2カ月前、会員制交流サイト（SNS）で知り合った友人の紹介で、投資で20代で億万長者になった人のサイトを見た。「月100万円以上の収入保証」「100%もうかる」「100名限定」とうたっていて、プロの投資のノウハウを伝授する情報商材を販売している。申し込んで代金の10万円は5回分割のクレジット払いにしたが、投資講演会の動画が2回送られてきただけで参考にならない。業者に連絡すると100万円のコンサルティングコースに入れば、リアルタイムで投資の指示をするという。断ると威圧的な態度になった。解約したい。（40代男性）

#### 《消費者センターからのアドバイス》

- 情報商材は、副業、投資やギャンブルで高額収入を得るためのノウハウと称しインターネット通信などで販売される情報のことです。
- PDFファイルなどの電子媒体情報のダウンロード、冊子やDVDの送付などにより提供されます。情報商材をきっかけに高額なコンサルティングやビジネスセミナー、ソフトウェアなどを契約させるケースもあって、この数年で全国の消費生活センターへの相談が急増しています。
- 情報商材の内容は中身を見るまで分からないため、得られる情報が思ったものと異なる場合、トラブルになることがあります。またトラブル発生後の業者の対応に問題があったり、電話がつながらなかつたりするケースもあります。購入には慎重な検討が必要です。
- 最近では、インターネット上で誰でも簡単に稼げるかのような表現の広告、勧誘が氾濫していますが、簡単に大金が得られることなどありません。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)